

令和4年6月16日

都市整備部建築課

老朽空家等実態調査及び対策計画の策定について

1 目的

老朽空家等の現状及び課題について、区内全域調査により実態を明らかにし、対策を総合的に推進するため空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき「空家等対策計画」を策定する。

2 調査・計画策定概要

- (1) 対象区域：区内全域（調査対象は臨海部等の一部区域を除く）
- (2) 対象建物：3階建以下の建築物（公共施設及び公的住宅を除く）
- (3) 調査内容：老朽空家等の特定、所有者調査、意向アンケート

3 スケジュール

令和4年 6月～12月 実態調査

令和5年 3月 素案策定・審議会条例案の提案

4月 意見募集・審議会審議

6月 計画案策定